

なかはら居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社ファーマシーなかはらが開設する「なかはら居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な在宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や、内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成すること。
- 2 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うこと。
- 3 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他便宜の提供を行うこと。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 なかはら居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷2245-1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護支援専門員として居宅サービス計画等の作成を行う。

- (2) 介護支援専門員 3名(常勤3名)

介護支援専門員は、居宅サービス計画等の作成にあたる。

- (3) 事務職員 1名(常勤)

事務は、請求事務関係等の業務を行う。

・(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日～土曜日

(但し祝祭日、12月30日～1月3日までを除く)

(2)営業時間 月～金：午前9時～午後6時 土：午前9時～午後12時

(3)電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援事業の内容は、次の通りとし、居宅サービス計画を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1)居宅サービス計画作成

(2)当事業所のサービス提供は、波佐見町内をするものとし、原則として交通費の請求は行わないものとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成の利用者病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、また事態に応じて再アセスメント・ケアカンファレンス会議の招集等を行い、利用者の現況に相応しい計画の作成に努めるものとする。

(通常の事業実施範囲)

第8条 通常の事業実施地域は、波佐見町内を区域とする。

(苦情・ハラスメント)

第9条 指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針を整備する。

(3)介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4)虐待を防止するための体制として管理者を担当として配置する。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

- 第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成し指示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 介護支援専門員は担当した利用者に対し、少なくとも月1回以上の緊密な連絡を取ることに努め、常に計画の実行が適切になされているかどうかの把握に努めるものとする。
- 2 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 3 管理者及び介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 管理者は従業者に対して、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規則に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社ファーマシーなかはらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成12年4月1日から実施する。

附則 この規定は、平成18年10月1日から実施する。

附則 この規定は、平成19年3月22日から実施する。

附則 この規定は、平成25年2月1日から実施する。

附則 この規定は、平成27年4月1日から実施する。

附則 この規定は、平成30年6月1日から実施する。

附則 この規定は、令和2年10月1日から実施する。

附則 この規定は、令和5年4月1日から実施する。

附則 この規定は、令和6年2月15日から実施する。

附則 この規定は、令和6年4月1日から実施する。

附則 この規定は、令和6年7月1日から実施する。